

たつの市告示第43号

たつの市隣地統合支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

たつの市長 山本 実

たつの市隣地統合支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家の解消を促進し、地域の安全・安心の確保及び住環境の向上を図るため、自己所有地に隣接する土地に存する空き家等を取得等する者に対し、予算の範囲内で隣地統合支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 人の居住の用に供する建築物であつて、現に人が居住又は使用していない建築物(附属する建築物を含む。)をいう。
- (2) 隣地等 自己が所有権を有する土地(以下「自己所有地」という。)と2メートル以上接する土地及び当該土地に存する空き家をいう。
- (3) 隣地統合 隣地等を取得すること(2親等以内の親族から取得する場合を除く。)をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、隣地統合する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自己所有地に存する建築物を自己の居住又は事業の用に供しているもの
- (2) 10年以上隣地等の所有権を保持する(補助金の交付により空き家を除却する場合又は2親等以内の親族が居住することを目的に新築、増改築若しくは建築物の用途を変更するために所有権を移転する場合は除く。)もので、適正な利用又は管理を行おうとするもの
- (3) 不動産販売又は不動産貸付等を生業としていないもの
- (4) 市区町村税を滞納していないもの
- (5) たつの市暴力団の排除に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴

力団密接関係者でない者  
(交付対象となる隣地等)

第4条 補助金の交付の対象となる隣地等は、当該隣地等が市街化区域以外の場合は自己所有地との合計面積が200平方メートル以上になるものとし、当該隣地等が市街化区域の場合は面積要件を設けないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、隣地等がたつの市老朽危険空き家除却支援事業実施要綱(平成26年告示第36号)の規定による交付決定を受けている場合は、この告示による補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、隣地統合及び空き家の除却工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表補助対象経費区分欄に掲げる区分ごとに、同表補助率欄に掲げる率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、同表補助金限度額欄に掲げる額を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、隣地統合支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 実施計画書(様式第4号)
- (4) 補助対象経費及びその明細が分かる見積書の写し
- (5) 自己所有地及び隣地等の登記事項証明書
- (6) 自己所有地及び隣地等の土地の所在が分かる位置図並びに公図
- (7) 自己所有地及び隣地等の土地が2メートル以上接することが確認できる図面等
- (8) 自己所有地及び隣地等の現況写真
- (9) 申請者の住民票又は事業の用に供していることが分かる書類
- (10) 市区町村税の納税証明書(完納証明書)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)したときは、隣地統合支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、

その理由を付して、隣地統合支援事業補助金却下通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

（変更申請等）

第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、隣地統合支援事業補助金変更交付申請書（様式第7号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、隣地統合支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知する。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、隣地統合支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書（様式第10号）
- （2）実施報告書（様式第11号）
- （3）補助事業に要した経費及びその明細が分かる内訳明細書の写し
- （4）補助対象経費に係る契約書等及び領収書の写し
- （5）自己所有地及び隣地等の現況写真（空き家を除却した場合に限る。）
- （6）隣地等の所有権移転登記後の登記事項証明書
- （7）公図（分筆又は合筆する場合に限る。）
- （8）空き家の閉鎖登記事項証明書（空き家を除却した場合に限る。）
- （9）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、当該実績報告が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、隣地統合支援事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により、交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後、補助金を交付し、交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、隣地統合支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- （3）この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、隣地統合支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、交付決定者に通知する。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を求めるときは、隣地統合支援事業補助金返還命令書（様式第15号）により通知する。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費区分	補助率	補助金限度額
隣地統合に要する経費 (1) 測量及び境界明示費用 (2) 登記費用 (3) 不動産取得に係る仲介手数料	10/10	20万円
空き家の除却工事に要する経費（その額が標準除却費のうち除却工事費の額を超えるときは、当該除却工事費の額）	1/2	50万円

備考

- (1) 空き家の除却工事費とは、空き家本体の解体、運搬及び処分に要する費用をいい、家財道具の撤去等は含まないものとする。
- (2) 標準除却費とは、住宅地区改良事業補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいう。
- (3) 標準除却費は、この補助金の交付を決定した時点における国土交通大臣が定める標準除却費を使用する。
- (4) 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。